

農地・水等共同活動の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、農地・水等共同活動の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能（食料・農業・農村基本法第三条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の維持に資することを目的とすること。

（第1条関係）

第二 基本理念

農地・水等共同活動の促進は、農地・水等共同活動が、農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であるとともに、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしているにもかかわらず、農村における過疎化、高齢化、農業に携わらない住民の増加等により農地・水等共同活動の充実した実施が困難となっている状況に鑑み、多くの農業者その他の地域住民の参加を得て、地域の実情を踏まえ、効果の高い農地・水等共同活動が広く行われるように実施されなければならないこと。

（第2条関係）

第三 定義

一 この法律において「農地・水等共同活動」とは、地域において行われる共同活動であって、農用地の保全又は利用上必要な農業用排水施設、農業用道路等の施設の維持又は改良その他の農業生産活動の基盤の維持及び整備をし、あわせて多面的機能の維持に資するために行われるものをいうこと。

二 この法律において「農地・水等共同活動促進事業」とは、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者団体等」という。）が実施する農地・水等共同活動であって、次に掲げるものをいうこと。

1 農用地の保全又は利用上必要な農業用排水施設、農業用道路等の施設（これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。）の管理に関する事業であって、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

(1) 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であって、農林水産省令で定めるもの

(2) 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動

であって、農林水産省令で定めるもの

2 その他農林水産省令で定める事業

三 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいうこと。

(第3条関係)

第四 基本指針

一 農林水産大臣は、農地・水等共同活動の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

二 基本指針においては、次に掲げる事項につき、第五の一の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

1 農地・水等共同活動の促進の意義及び目標に関する事項

2 農地・水等共同活動促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

3 農地・水等共同活動促進事業に関する基本的な事項

4 1から3までに掲げるもののほか、農地・水等共同活動の促進に関する重要事項

三 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならないこと。

1 農地・水等共同活動の促進は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地に係るものだけでなく、これを必要とするあらゆる農用地に係るものについて行われなければならないこと。

2 農地・水等共同活動の促進は、地域の実情を踏まえつつ、地域間の不公平感が払拭されるよう行われなければならないこと。

3 農地・水等共同活動の促進は、その成果が適切に評価され、その結果が農地・水等共同活動の促進に関する措置に適切に反映されるよう行われなければならないこと。

4 農地・水等共同活動の促進に当たっては、多額の経費を要する農地・水等共同活動について必要に応じ複数年にわたり資金を積み立てた上で実施する等その効率的かつ効果的な実施が確保されなければならないこと。

四 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないこと。

五 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならないこと。

六 三から五までは、基本指針の変更について準用すること。

(第4条関係)

第五 基本方針

一 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農地・水等共同活動の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができること。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 農地・水等共同活動の促進の目標
- 2 農地・水等共同活動促進事業の実施を推進すべき区域の基準
- 3 第六の一の促進計画の作成に関する事項
- 4 1から3までに掲げるもののほか、農地・水等共同活動の促進に関する事項

三 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならないこと。

四 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならないこと。

五 三及び四は、基本方針の変更について準用すること。

(第5条関係)

第六 促進計画

一 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農地・水等共同活動の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができること。

二 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 促進計画の区域
- 2 促進計画の目標
- 3 1の区域内においてその実施を推進する農地・水等共同活動促進事業に関する事項
- 4 1の区域内において特に重点的に農地・水等共同活動促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域
- 5 1から4までに掲げるもののほか、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

三 促進計画は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならないこと。

四 市町村は、促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県

知事に協議しなければならないこと。

五 市町村は、促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付しなければならないこと。

六 三から五までは、促進計画の変更について準用すること。

(第6条関係)

第七 事業計画の認定

一 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた第六の二の1の区域内において農地・水等共同活動促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする農地・水等共同活動促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができること。

二 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないこと。

1 農地・水等共同活動促進事業の目標

2 農地・水等共同活動促進事業の内容に関する次に掲げる事項

(1) 農地・水等共同活動促進事業の種類及び実施区域

(2) 第三の二の1に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う第三の二の1の(1)に掲げる活動又は(2)に掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項

3 農地・水等共同活動促進事業の実施期間

4 その他農林水産省令で定める事項

三 農業者団体等であって農林水産省令で定めるものは、土地改良法第八十五条第一項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について第三の二の1に掲げる事業（第三の二の1の(2)に掲げる活動を行うものに限る。）を実施しようとするときは、二の2の(2)に掲げる事項に、第十の委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができること。

四 三の農業者団体等は、事業計画に三の管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県の同意を得なければならないこと。

五 特定市町村は、一の認定の申請があった場合において、その事業計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

1 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

2 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る農地・水等共同活動促進事業を確実に実施するために適切なものであること。

3 当該事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業の実施区域（当該事業計画に二以上の農地・水等共同活動促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域）内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。

六 特定市町村は、一の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要（当該認定に係る事業計画に、第六の二の4により定められた区域内において実施される農地・水等共同活動促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。）を公表しなければならないこと。

七 一の認定の手續については、申請する者の負担ができるだけ軽減されるよう配慮されるものとする。

（第7条関係）

第八 事業計画の変更等

一 第七の一の認定を受けた農業者団体等（以下「認定農業者団体等」という。）は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならないこと。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでないこと。

二 特定市町村は、認定農業者団体等が第七の一の認定に係る事業計画（一の変更の認定又は一のただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下第八において「認定事業計画」という。）に従つて当該認定事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業（以下「認定事業」という。）を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができること。

三 特定市町村は、認定事業計画が第七の五の1から3までのいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は第七の一の認定を取り消すことができること。

四 第七の四から七までは、認定事業計画の変更について準用すること。

（第8条関係）

第九 費用の補助

一 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三の二の2に掲げる事業を除く。）の実施に要する費用の一部を補助することができること。

二 国は、都道府県が、一による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内

において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができること。

(第9条関係)

第十 土地改良法の特例

都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等（第七の四の同意をした相手方であるものに限る。）に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができるものとし、所要の読替規定を設けるものとする。

(第10条関係)

第十一 国等の援助等

- 一 国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。
- 二 農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、認定事業の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

(第11条関係)

第十二 報告の徴収

特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができること。

(第12条関係)

第十三 罰則

第十二の報告に係る罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第13条関係)

第十四 その他

一 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則関係)